

児童手当の申請はお済みですか!

平成18年4月から、児童手当制度が拡充されました。

拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。

認定請求の手続きが必要になります

小学校4年生の児童がいるかた

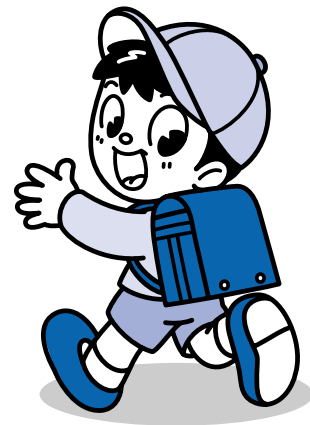
これまで、当該児童に係る児童手当を受給していたかたは、特段の手続きをする必要はありません。受給していなかったかたは「認定請求書」の提出が必要になります。

小学校5・6年生の児童がいるかた

これまで、児童手当を受給していないかたは「認定請求書」、児童手当を受給しているかたは「額改定請求書」の提出が必要になります。

これまで、所得制限により児童手当を受給していないかた

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、「認定請求書」を提出してください。



認定請求書に必要な添付書類

請求者の預金口座番号

年金加入証明書または請求者の健康保険被保険者証のコピー(国民年金加入者は不要)

児童手当用所得証明書(平成17年1月2日以降白岡町に転入されたかたのみ)

提出期限

改正に伴う新規申請は、9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月分から支給されます。ただし、9月30日(土)が閉庁日となるため、9月29日(金)が提出期限となります。

児童手当「現況届」の提出を

これまで児童手当をうけているかたは、6月末日までに「現況届」を提出することになっております。対象となるかたには、個別に通知してありますので必ず提出してください。この届けの提出がない場合、受給資格があっても6月分以降の手当は受給できなくなりますのでご注意ください。

問合せ 福祉課児童福祉担当
内線162・163